

毒物及び劇物に関する法規

※問題文中の用語は次によるものとする。

法：毒物及び劇物取締法

政令：毒物及び劇物取締法施行令

規則：毒物及び劇物取締法施行規則

毒物劇物営業者：毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者

問 1

次の記述は、法第 1 条の条文である。() の中に入れるべき記述として、①～⑤の中から正しいものを一つ選びなさい。

第一条 この法律は、毒物及び劇物について、() ことを目的とする。

- ① 譲渡、譲受、所持等について必要な取締を行う
- ② 濫用による保健衛生上の危害を防止する
- ③ 輸入、輸出、所持、製造、譲渡、譲受及び使用に関して必要な取締を行う
- ④ 保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図る
- ⑤ 保健衛生上の見地から必要な取締を行う

問 2

法第 2 条第 3 項に規定する「特定毒物」に該当するものとして、①～⑤の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 四塩化炭素
- ② 塩化第一水銀
- ③ 二硫化炭素
- ④ 四アルキル鉛
- ⑤ 硫酸タリウム

問3

次の毒物劇物営業者の登録等に関する記述について、①～⑤の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 毒物又は劇物の販売業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。
- ② 毒物劇物営業者は、その営業を廃止しようとするときは、廃止する60日前までに届け出なければならない。
- ③ 毒物又は劇物の販売業の登録は、厚生労働大臣が行う。
- ④ 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録にあつては、製造し、又は輸入しようとする毒物又は劇物の品目を登録しなければならない。
- ⑤ 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更しようとするときは、変更する30日前までに届け出なければならない。

問4

次の毒物又は劇物の販売に関する記述について、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- a 毒物又は劇物の販売業のうち、一般販売業の登録を受けた者は、すべての毒物又は劇物を販売することができる。
- b 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて省令で定めるもののみ販売することができる。
- c 特定品目販売業の登録を受けた者は、法第2条第3項で規定される特定毒物のみ販売することができる。
- d 薬局の開設許可を受けた者は、毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者とみなされる。

- ① (a、b)
- ② (a、c)
- ③ (a、d)
- ④ (b、d)
- ⑤ (c、d)

問5

次の記述は、法第3条第3項及び法第3条の2第2項の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第三条第三項

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で(a)し、運搬し、若しくは(b)してはならない。以下略。

第三条の二第二項

毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物(c)でなければ、特定毒物を輸入してはならない。

- | | a | b | c |
|---|----|----|-----|
| ① | 貯蔵 | 陳列 | 使用者 |
| ② | 保管 | 陳列 | 研究者 |
| ③ | 貯蔵 | 広告 | 使用者 |
| ④ | 貯蔵 | 陳列 | 研究者 |
| ⑤ | 保管 | 広告 | 使用者 |

問6

次の法第3条の4の規定に関する記述について、()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

引火性、(a) 又は爆発性のある毒物又は劇物であって政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、(b) してはならないこととされている。具体的には、(c) 等がこれに該当する。

- | | a | b | c |
|---|-----|----|-----------|
| ① | 腐食性 | 所持 | シアン化ナトリウム |
| ② | 揮発性 | 運搬 | ピクリン酸 |
| ③ | 発火性 | 所持 | ナトリウム |
| ④ | 発火性 | 使用 | ニトロベンゼン |
| ⑤ | 揮発性 | 使用 | 硝酸 |

問 7

次の毒物劇物取扱責任者に関する記述について、①～⑤の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者は、農業用品目販売業の店舗の毒物劇物取扱責任者となることができる。
- ② 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者は、18歳未満であっても毒物劇物取扱責任者となることができる。
- ③ 薬剤師は、毒物劇物取扱責任者となることができる。
- ④ 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者は、合格した都道府県においてのみ、毒物劇物取扱責任者となることができる。
- ⑤ 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置く場合は、15日前までに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。

問 8

次の記述は、法第7条第1項の条文である。()の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第七条第一項

毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を(a)取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、(b)の(c)を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。ただし、自ら(c)として毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たる製造所、営業所又は店舗については、この限りでない。

- | | a | b | c |
|---|-----|----|-----------|
| ① | 直接に | 常勤 | 毒物劇物取扱従事者 |
| ② | 直接に | 専任 | 毒物劇物取扱責任者 |
| ③ | 常時 | 常勤 | 毒物劇物取扱責任者 |
| ④ | 常時 | 専任 | 毒物劇物取扱従事者 |
| ⑤ | 常時 | 常勤 | 毒物劇物取扱従事者 |

問 9

法第 12 条の規定により、毒物劇物営業者及び特定毒物研究者が、毒物の被包に表示しなければならないものとして、①～⑤の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 「医薬用外」の文字及び白地に赤色をもって「毒」の文字
- ② 「医薬用外」の文字及び赤地に白色をもって「毒」の文字
- ③ 「医薬用外」の文字及び白地に赤色をもって「毒物」の文字
- ④ 「医薬用外」の文字及び赤地に白色をもって「毒物」の文字
- ⑤ 「医薬用外」の文字及び黒地に白色をもって「毒」の文字

問 10

次の記述は、法第 13 条に基づく特定の用途に供される劇物の販売等に関するものである。
() の中に入れるべき記述として、①～⑤の中から正しいものを一つ選びなさい。

毒物劇物営業者は、^{りん}酸化亜鉛を含有する製剤たる劇物については、() したものでなければ、これを農業用として販売し、又は授与してはならない。

- ① あせにくい黒色で着色
- ② あせにくい青色で着色
- ③ 鮮明な黄色で着色
- ④ 白色で着色
- ⑤ あせにくい赤色で着色

問 11

法第 14 条の規定により、毒物劇物営業者が、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者に販売し、又は授与したときに、その都度、書面に記載しておかなければならない事項として、①～⑤の中から誤っているものを一つ選びなさい。

- ① 毒物又は劇物の名称
- ② 毒物又は劇物の使用目的
- ③ 販売又は授与の年月日
- ④ 譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ⑤ 毒物又は劇物の数量

問 1 2

次の記述は、法第 15 条第 1 項の条文である。（ ）の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第十五条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を次に掲げる者に（ a ）してはならない。

- 一 （ b ） 歳未満の者
- 二 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は（ c ）の中毒者

- | | a | b | c |
|------|----|------|---|
| ① 販売 | 18 | シンナー | |
| ② 交付 | 20 | シンナー | |
| ③ 交付 | 18 | 覚せい剤 | |
| ④ 販売 | 20 | 覚せい剤 | |
| ⑤ 交付 | 20 | 薬物 | |

問 1 3

次の立入検査等に関する記述の正誤について、正しい組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- a 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物監視員に、特定毒物研究者の研究所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができる。
- b 都道府県知事は、犯罪捜査上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者から必要な報告を徴することができる。
- c 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物監視員に、毒物又は劇物の販売業者の店舗に立ち入り、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物又は劇物を収去させることができる。
- d 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- | | a | b | c | d |
|---|---|---|---|---|
| ① | 正 | 正 | 誤 | 誤 |
| ② | 正 | 誤 | 誤 | 正 |
| ③ | 誤 | 誤 | 正 | 誤 |
| ④ | 誤 | 正 | 誤 | 正 |
| ⑤ | 正 | 誤 | 正 | 正 |

問 1 4

次の記述は、政令第40条の条文の一部である。（ ）の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第四十条 法第十五条の二の規定により、毒物若しくは劇物又は法第十一条第二項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

一 (a)、加水分解、酸化、還元、(b) その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第十一条第二項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。

二 略

三 略

四 前各号により難い場合には、地下(c)以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

a b c

- ① 溶解 固化 一メートル
- ② 中和 固化 五十センチメートル
- ③ 中和 稀釈 一メートル
- ④ 中和 稀釈 五十センチメートル
- ⑤ 溶解 稀釈 一メートル

問 1 5

法第22条第1項の規定により、毒物又は劇物の業務上取扱者として、その事業場の所在地の都道府県知事（その事業場の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。）に届出が必要な事業として、正しいものを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- ① クロム酸塩類たる劇物を用いて電気めっきを行う事業
- ② 砒素化合物たる毒物を用いてしろありの防除を行う事業
- ③ 燐化アルミニウムたる毒物を用いて倉庫内におけるねずみ、昆虫等の駆除を行う事業
- ④ 無機シアン化合物たる毒物を用いて試験検査を行う事業
- ⑤ 砒素化合物たる毒物を用いて金属熱処理を行う事業

問 1 6

次の特定毒物研究者に関する記述の正誤について、正しい組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- a 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、その者が居住する所在地の市町村長に申請書を出さなければならない。
- b 特定毒物研究者は、特定毒物研究者以外の者に特定毒物を譲り渡してはならない。
- c 特定毒物研究者は、特定毒物の品目を変更した場合は、30日以内に、その主たる研究所の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- d 特定毒物研究者は、特定毒物を学術研究以外の用途に供してはならない。

	a	b	c	d
①	正	正	正	誤
②	正	誤	誤	誤
③	誤	誤	正	正
④	誤	正	正	誤
⑤	誤	正	正	正

問 1 7

法第17条第2項の規定により、毒物劇物営業者が取り扱う毒物又は劇物を紛失したときに、直ちに届け出なければならない機関として、①～⑤の中から正しいものを一つ選びなさい。

- ① 保健センター
- ② 警察署
- ③ 消防機関
- ④ 厚生労働省
- ⑤ 保健所

問 18

規則第13条の12の規定により、毒物劇物営業者が毒物又は劇物を販売又は授与する時までに、原則として、譲受人に対し提供しなければならない情報の内容の正誤について、正しい組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

- a 名称並びに成分及びその含量
- b 火災時の措置
- c 漏出時の措置
- d 廃棄上の注意

	a	b	c	d
①	正	正	正	正
②	誤	正	正	正
③	正	誤	正	正
④	正	正	誤	正
⑤	正	正	正	誤

問 19

8%過酸化水素水5,000kgを1台の車両を利用して運搬する場合、規則第13条の6に基づき、車両に備え付けなければならない保護具として、①～⑤の中から誤っているものを一つ選びなさい。

- ① 保護衣
- ② 保護手袋
- ③ 防塵マスク
- ④ 保護長ぐつ
- ⑤ 保護眼鏡

問 20

次の記述は、政令第40条の6第1項の条文である。（ ）の中に入れるべき語句として、正しいものの組み合わせを①～⑤の中から一つ選びなさい。

第四十条の六第一項

毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によって運搬する場合で、当該運搬を（ a ）するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の（ b ）並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合は、この限りでない。

- | | a | b |
|---|-------|-------------|
| ① | 他に委託 | 名称、成分及びその性状 |
| ② | 他に委託 | 名称、成分及びその含量 |
| ③ | 初めて実施 | 名称、成分及びその用途 |
| ④ | 初めて実施 | 名称、成分及びその性状 |
| ⑤ | 初めて実施 | 名称、成分及びその含量 |